

現 行 (令和3年10月1日以降適用)	改 定 (令和5年10月1日以降適用)	概 要
<p style="text-align: center;">県土整備部発注工事における「週休2日確保工事」実施要領</p> <p>1 趣旨 本要領は、青森県県土整備部が発注する土木工事（港湾・空港工事を除く。）において、週休2日確保工事の経費補正や協議の方法等に関して必要な事項を定めるものである。</p> <p>2 用語の定義</p> <p>(1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態のことで、必ずしも1週間当たり2日の休日を確保するというものではない。</p> <p>(2) 対象期間 工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。</p> <p>(3) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態のことで、降雨、降雪等による現場閉所も含む。</p>	<p style="text-align: center;">県土整備部発注工事における「週休2日確保工事」実施要領</p> <p>1 趣旨 本要領は、青森県県土整備部が発注する土木工事（港湾・空港工事を除く。）における、週休2日確保工事の実施方法について必要な事項を定めるものである。</p> <p>2 用語の定義</p> <p>(1) 週休2日確保工事 本要領に基づき週休2日の確保に取り組む工事をいう。</p> <p>(2) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所又は現場作業等に従事する者の休日確保を行ったと認められる状態のことで、必ずしも1週間当たり2日の休日を確保するというものではない。</p> <p>(3) 対象期間 現場着手日から現場完了日までの期間をいい、以下の期間は対象外とする。 ア 現場着手日の前日までの期間 イ 現場完了日の翌日以降書類整理等を行う期間 ウ 年末年始（6日間）及び夏期休暇（3日間） エ 工場製作のみが行われている期間 オ 工事全体を一時中止している期間 カ 設計図書において対象外としている期間 キ 災害対応等、受注者の責によらない作業が行われている期間 ク その他、協議により対象外と認められる期間</p> <p>(4) 現場着手日 土木工事共通仕様書（青森県県土整備部）に規定する工事着手を行った日をいう。</p> <p>(5) 現場完了日 現場事務所等の撤去を含む設計図書に示された現場作業が全て完了した日をいう。ただし、完成検査のために存置する設備（仮設階段等）の撤去を除く。</p> <p>(6) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態のことで、降雨、降雪等による現場閉所も含む。</p> <p>(7) 現場閉所率 対象期間内の現場閉所日数の割合をいう。</p> <p>(8) 休日率 対象期間内に技術者又は技能労働者が取得した休日の割合をいう。</p>	<p>追加</p> <p>交替制追加に伴う追記</p> <p>運用の明確化</p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>交替制追加に伴う追加</p>

現 行 (令和3年10月1日以降適用)	改 定 (令和5年10月1日以降適用)	概 要												
<p>(4) 4週8休以上 対象期間内の現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。</p> <p>(5) 4週7休以上4週8休未満 現場閉所率が25%(7日/28日)以上28.5%未満の場合</p> <p>(6) 4週6休以上4週7休未満 現場閉所率が21.4%(6日/28日)以上25%未満の場合</p> <p>(7) 発注者指定型 発注者が、週休2日に取り組むことを指定する発注方式であり、受注者は週休2日の確保に取り組まなければならない。</p> <p>(8) 受注者希望型 受注者が、週休2日の確保に取り組むか否かを選択する発注方式であり、週休2日の確保に取り組む場合には、工事着手前に発注者と協議すること。</p>	<p>(9) 4週8休以上 現場閉所率又は休日率の割合が28.5%(8日/28日)以上の状態をいう。</p> <p>(10) 4週7休以上4週8休未満 現場閉所率又は休日率の割合が25%(7日/28日)以上28.5%未満の状態をいう。</p> <p>(11) 4週6休以上4週7休未満 現場閉所率又は休日率の割合が21.4%(6日/28日)以上25%未満の状態をいう。</p> <p>(12) 完全週休2日 週休2日の確保にあたり、毎週特定の2つの曜日(土曜日及び日曜日が理想)に現場閉所を行うことをいう。</p> <p>(13) 交替制 現場作業等に従事する技術者及び技能労働者が交代で休日を確保することをいう。</p> <p>3 週休2日確保工事の分類 週休2日確保工事は、週休2日の確保方法及び発注者による指定の有無によって、以下の3種類に分類する。</p> <table border="1" data-bbox="1391 1213 2418 1444"> <thead> <tr> <th>確保方法 指定の有無</th> <th>週休2日 (現場閉所)</th> <th>週休2日 (交替制)</th> <th>実施しない</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発注者指定型</td> <td>発注者指定型 (現場閉所)</td> <td>発注者指定型 (交替制)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受注者希望型</td> <td colspan="3">受注者希望型※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：工事受注後、週休2日の確保方法を選択する。</p>	確保方法 指定の有無	週休2日 (現場閉所)	週休2日 (交替制)	実施しない	発注者指定型	発注者指定型 (現場閉所)	発注者指定型 (交替制)		受注者希望型	受注者希望型※			<p>表記の統一</p> <p>表記の統一</p> <p>表記の統一</p> <p>4に移動</p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>交替制追加に伴う追加</p>
確保方法 指定の有無	週休2日 (現場閉所)	週休2日 (交替制)	実施しない											
発注者指定型	発注者指定型 (現場閉所)	発注者指定型 (交替制)												
受注者希望型	受注者希望型※													

現 行 (令和3年10月1日以降適用)	改 定 (令和5年10月1日以降適用)	概 要
<p>3 発注方式の分類</p> <p>(1) 発注者指定型</p> <p>以下の全てに該当する工事は、発注者指定型として発注することを原則とする。</p> <p>ア 当初工期が土木工事標準積算基準書(青森県県土整備部)における標準工事日数以上を確保している工事、または積上げによる工期設定において週休2日に対応した工期を設定している工事</p> <p>イ 緊急性を要する場合や社会的要請等により、週休2日の確保が妥当でないと判断される工事以外の工事</p> <p>ウ 工期の延長に特段の支障がない工事</p> <p>(2) 受注者希望型</p> <p>上記(1)に該当しない工事は、受注者希望型として発注することを原則とする。</p>	<p>4 週休2日確保工事の発注</p> <p>工事発注時、以下の(1)から(3)の順に選択することとし、週休2日の確保方法、発注者による指定の有無及び週休2日の対象外とする期間(当該工事特有のもの)を特記仕様書に明示する。</p> <p>(1) 発注者指定型(現場閉所)</p> <p>現場閉所による週休2日の確保に取り組むことを発注者が指定する方式である。工事施工中に発生したやむを得ない理由がある場合を除き、受注者は現場閉所により週休2日の確保を行わなければならない。</p> <p>以下の両方を満たす全ての工事を対象とする。</p> <p>ア 当初工期が以下のいずれかにより設定されていること</p> <p>(ア) 土木工事標準積算基準書(青森県県土整備部)における標準工事日数以上を確保している工事</p> <p>(イ) 積上げにより週休2日に対応した工期を設定している工事</p> <p>イ 以下に該当しないこと</p> <p>(ア) 災害復旧工事や応急対策等、早期完成が特に求められる工事</p> <p>(イ) 時間的制約を受ける工事</p> <p>(ウ) 維持管理工事等、工事特性から本方式の適用が困難な工事</p> <p>(2) 発注者指定型(交替制)</p> <p>現場閉所による週休2日の確保が難しい現場等において、交替制による週休2日の確保に取り組むことを発注者が指定する方式である。</p> <p>以下のいずれかに該当する工事を対象とする。</p> <p>ア 維持管理工事等、事前に現場閉所日を設定することができない工事</p> <p>イ その他、工事特性から本方式の適用が望ましい工事</p> <p>(3) 受注者希望型</p> <p>工事発注後、受注者が週休2日の実施を希望し、現場閉所又は交替制による週休2日確保に取り組むことができる方式である。</p> <p>原則として、上記(1)及び(2)に該当しない全ての工事を対象とする。</p> <p>(4) 対象外工事</p> <p>全ての工事は上記(1)～(3)のいずれかを選択することを原則とするが、以下の工事は対象外とすることができる。</p> <p>ア 緊急を要する工事</p> <p>イ その他、週休2日の確保が妥当でないと判断される工事(小規模工事等)</p>	<p>交替制追加に伴う追加</p> <p>2から移動</p> <p>文を分解</p> <p>運用の明確化</p> <p>交替制追加に伴う追加</p> <p>2から移動</p> <p>運用の明確化</p>

現 行 (令和3年10月1日以降適用)	改 定 (令和5年10月1日以降適用)	概 要																																																		
<p>4 工事費の経費補正等</p> <p>工事費の経費補正等は、下表の各経費に現場閉所率に応じた補正係数を乗じるものとする。なお、市場単価については、国土交通省で設定した現場閉所率に応じた補正係数を乗じるものとする。単価の内訳が不明なものについては、下表の経費補正を行わずに現場閉所率に応じた単価を使用する。</p> <p>(1) 当初積算時における経費補正等 発注者指定型の場合には4週8休以上の経費補正等を行い、受注者希望型の場合には経費補正等を行わない。 また、特記仕様書中「第2条 施工条件明示」-「1. 工程関係」-「2. 週休2日の確保」において、該当する発注方式のチェック欄にチェックを入れ、工事費の経費補正等の有無を明確にする。</p> <p>(2) 精算変更時における経費補正等の見直し等 ア 発注者指定型 4週8休以上を確保した場合は、当初積算時の経費補正等を引き続き適用し、4週8休未満の場合は、現場閉所率に応じた経費補正等の見直しを行う。 イ 受注者希望型 現場閉所率に応じた経費補正等を行う。</p> <table border="1" data-bbox="213 1213 1329 1495"> <thead> <tr> <th>達成状況 経費</th> <th>4週8休 (28.5%)以上</th> <th>4週7休(25%)以上 4週8休(28.5%)未満</th> <th>4週6休(21.4%)以上 4週7休(25%)未満</th> <th>4週6休(21.4%) 未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務費</td> <td>1.05</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> <td>補正なし</td> </tr> <tr> <td>機械経費(賃料)</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> <td>補正なし</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費率</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.02</td> <td>補正なし</td> </tr> <tr> <td>現場管理費率</td> <td>1.06</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>補正なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>【発注者指定型】 当初積算時 → 精算変更時：4週8休(28.5%)未満は見直し(減額)</p> <p>【受注者希望型】 ← 精算変更時：現場閉所率に応じた見直し(増額) → 当初積算時</p>	達成状況 経費	4週8休 (28.5%)以上	4週7休(25%)以上 4週8休(28.5%)未満	4週6休(21.4%)以上 4週7休(25%)未満	4週6休(21.4%) 未満	労務費	1.05	1.03	1.01	補正なし	機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01	補正なし	共通仮設費率	1.04	1.03	1.02	補正なし	現場管理費率	1.06	1.04	1.03	補正なし	<p>5 週休2日実施に係る費用の計上 週休2日確保工事を実施する場合は、以下により積算する。</p> <p>(1) 経費の補正 各経費は、現場閉所率等に応じて補正係数を乗じる。なお、市場単価等、内訳が示されていないものは下表の補正を行わず、現場閉所率に応じた単価を使用する。 補正係数は、それぞれ表5-1及び表5-2のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表5-1 補正係数(現場閉所の場合)</p> <table border="1" data-bbox="1377 1213 2496 1495"> <thead> <tr> <th>達成状況 経費</th> <th>4週8休 (28.5%)以上</th> <th>4週7休(25%)以上 4週8休(28.5%)未満</th> <th>4週6休(21.4%)以上 4週7休(25%)未満</th> <th>4週6休(21.4%) 未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務費</td> <td>1.05</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> <td>補正なし</td> </tr> <tr> <td>機械経費(賃料)</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> <td>補正なし</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費率</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.02</td> <td>補正なし</td> </tr> <tr> <td>現場管理費率</td> <td>1.06</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>補正なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>【発注者指定型】 当初積算時 → 精算変更時：4週8休(28.5%)未満は見直し(減額)</p> <p>【受注者希望型】 ← 精算変更時：現場閉所率に応じた見直し(増額) → 当初積算時</p>	達成状況 経費	4週8休 (28.5%)以上	4週7休(25%)以上 4週8休(28.5%)未満	4週6休(21.4%)以上 4週7休(25%)未満	4週6休(21.4%) 未満	労務費	1.05	1.03	1.01	補正なし	機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01	補正なし	共通仮設費率	1.04	1.03	1.02	補正なし	現場管理費率	1.06	1.04	1.03	補正なし	<p>交替制追加に伴う変更</p> <p>別紙1・2に移動</p>
達成状況 経費	4週8休 (28.5%)以上	4週7休(25%)以上 4週8休(28.5%)未満	4週6休(21.4%)以上 4週7休(25%)未満	4週6休(21.4%) 未満																																																
労務費	1.05	1.03	1.01	補正なし																																																
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01	補正なし																																																
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02	補正なし																																																
現場管理費率	1.06	1.04	1.03	補正なし																																																
達成状況 経費	4週8休 (28.5%)以上	4週7休(25%)以上 4週8休(28.5%)未満	4週6休(21.4%)以上 4週7休(25%)未満	4週6休(21.4%) 未満																																																
労務費	1.05	1.03	1.01	補正なし																																																
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01	補正なし																																																
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02	補正なし																																																
現場管理費率	1.06	1.04	1.03	補正なし																																																

現 行 (令和3年10月1日以降適用)	改 定 (令和5年10月1日以降適用)	概 要																				
<p>5 協議及び報告の方法</p> <p>発注者指定型及び週休2日の確保に取り組む受注者希望型の受注者は、発注者に対して次のとおり協議及び報告を行うこと。</p> <p>(1) 施工計画書による協議</p> <p>受注者は、工事着手日までに週休2日の確保を考慮した工程を検討のうえ、現場閉所日が確認できる施工計画書を作成し、週休2日を確保するために必要な工期及び工程について協議する。</p> <p>なお、請負金額が1千万円未満の工事で発注者が施工計画書の提出を不要とした場合は、現場閉所日が確認できる工程表等により協議する。</p> <p>(2) 現場閉所日の確保状況に関する報告</p> <p>受注者は、毎月提出する履行報告書を活用するなどにより、現場閉所日の確保状況を報告すること。また、工事の完成時には工事打合簿(別添)により現場閉所日の実績を報告すること。</p>	<p style="text-align: center;">表5-2 補正係数(交替制の場合)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>達成状況</th> <th>4週8休 (28.5%)以上</th> <th>4週7休(25%)以上 4週8休(28.5%)未満</th> <th>4週6休(21.4%)以上 4週7休(25%)未満</th> <th>4週6休(21.4%) 未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>労務費</td> <td>1.05</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> <td>補正なし</td> </tr> <tr> <td>現場管理費率</td> <td>1.03</td> <td>1.02</td> <td>1.01</td> <td>補正なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>【発注者指定型】 当初積算時 → 精算変更時：4週8休(28.5%)未満は見直し(減額)</p> <p>【受注者希望型】 精算変更時：現場閉所率に応じた見直し(増額) ← 当初積算時</p> <p>6 週休2日確保工事の実施</p> <p>週休2日確保工事の実施方法は、別紙1「週休2日確保工事(現場閉所)の実施について」又は、別紙2「週休2日確保工事(交替制)の実施について」による。</p> <p>なお、受注者希望型において、週休2日の確保に取り組むことを希望する場合は、予め工事打合簿により以下について協議する。</p> <p>(1) 週休2日の確保方法(現場閉所又は交替制)</p> <p>(2) 目標とする現場閉所率又は休日率</p>	達成状況	4週8休 (28.5%)以上	4週7休(25%)以上 4週8休(28.5%)未満	4週6休(21.4%)以上 4週7休(25%)未満	4週6休(21.4%) 未満	経費					労務費	1.05	1.03	1.01	補正なし	現場管理費率	1.03	1.02	1.01	補正なし	<p>交替制追加に伴う追加</p> <p>運用の明確化 別紙1・2に移動</p> <p>別紙1・2に移動しない部分を明記</p>
達成状況	4週8休 (28.5%)以上	4週7休(25%)以上 4週8休(28.5%)未満	4週6休(21.4%)以上 4週7休(25%)未満	4週6休(21.4%) 未満																		
経費																						
労務費	1.05	1.03	1.01	補正なし																		
現場管理費率	1.03	1.02	1.01	補正なし																		

現 行 (令和3年10月1日以降適用)	改 定 (令和5年10月1日以降適用)	概 要																
<p>6 工事成績評価における評価と証明書の発行</p> <p>発注者は、工事の完成時に工事打合簿（別添）の内容を確認し、週休2日（4週8休（28.5%）以上）の確保を確認した場合には、工事成績評価における「作業員の休日の確保」及び「適切な工程管理」等において適切な評価を行う。また、受注者に対して週休2日実施証明書を発行する。</p> <p>なお、週休2日の確保を確認できない場合には、工事成績評価における評価や週休2日実施証明書の発行は行わない。</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 発注者は、緊急性がある場合を除き、受注者に対して現場閉所日に作業が生じるような指示を行ってはならない。</p> <p>(2) 発注者は、増工を伴わない場合であっても、受注者から週休2日の確保に必要な工期の変更協議があり、協議内容が妥当と判断される場合には、工期の変更に応じるものとする。</p> <p>(3) 受注者は、現場閉所率の達成状況に応じた工事費の経費補正等を下請負契約にも反映させるものとする。</p> <p>(4) 受注者は、発注者等が行う週休2日の確保に関する調査等に協力するものとする。</p> <p>(5) 土木工事市場単価補正係数 国土交通省 働き方改革・建設現場の週休2日応援付 https://www.mlit.go.jp/tec/content/001388296.pdf</p> <p>(6) 下水道工事市場単価補正係数 国土交通省 下水道用設計標準歩掛表 https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000466.html</p>	<p>7 工事成績評価における評価</p> <p>(1) 加点評価の実施</p> <p>発注者は、対象工事における休日の確保状況に応じて、工事成績評価時に表7-1のとおり評価を行う。</p> <p>なお、工法変更の提案等、優れた取組がある場合は別途考慮する。</p> <p style="text-align: center;">表7-1 工事成績評価における評価</p> <table border="1" data-bbox="1448 495 2415 863"> <thead> <tr> <th>項目 \ 確保状況</th> <th>現場閉所 (完全週休2日)</th> <th>現場閉所 (4週8休以上)</th> <th>交替制 (4週8休以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>作業員の休日の確保に関する項目</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>適切な工程管理に関する項目</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>創意工夫「その他」における1点加点</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>○：評価する —：評価しない</p> <p>(2) 減点評価の実施</p> <p>発注者指定型により発注した工事において、受注者が週休2日の確保を辞退する等、週休2日に取り組む意思が見られない場合は、作業員の休日の確保及び適切な工程管理に関する項目を評価しない。</p> <p>8 証明書の発行</p> <p>発注者は、対象工事において、4週8休以上の休日の確保を行ったことが確認できた場合、工事成績評価の通知時に週休2日実施証明書を発行する。</p> <p>9 その他</p> <p>(1) 受注者は、週休2日の実施により行われる経費補正を下請契約にも反映させるものとする。</p> <p>(2) 発注者は、増工を伴わない場合であっても、受注者から週休2日の確保に必要な工期の変更協議があり、協議内容が妥当と判断される場合には、工期の変更に応じるものとする。</p> <p>(3) 受注者は、発注者等が行う週休2日の確保に関する調査等に協力するものとする。</p>	項目 \ 確保状況	現場閉所 (完全週休2日)	現場閉所 (4週8休以上)	交替制 (4週8休以上)	作業員の休日の確保に関する項目	○	○	○	適切な工程管理に関する項目	○	○	○	創意工夫「その他」における1点加点	○	—	—	<p>7・8に分離</p> <p>視覚化</p> <p>追加</p> <p>7から分離</p> <p>ウィークリースタンスに統合</p>
項目 \ 確保状況	現場閉所 (完全週休2日)	現場閉所 (4週8休以上)	交替制 (4週8休以上)															
作業員の休日の確保に関する項目	○	○	○															
適切な工程管理に関する項目	○	○	○															
創意工夫「その他」における1点加点	○	—	—															

現 行 (令和3年10月1日以降適用)	改 定 (令和5年10月1日以降適用)	概 要
<p>8 附則</p> <p>この要領は、平成30年10月1日以降公告又は指名通知となる工事から適用する。</p> <p>この要領は、令和2年4月1日以降公告又は指名通知となる工事から適用する。</p> <p>この要領は、令和2年8月1日以降公告又は指名通知となる工事から適用する。</p> <p>この要領は、令和3年10月1日以降公告又は指名通知となる工事から適用する。</p>	<p>10 附則</p> <p>この要領は、平成30年10月1日以降公告又は指名通知となる工事から適用する。</p> <p>この要領は、令和2年4月1日以降公告又は指名通知となる工事から適用する。</p> <p>この要領は、令和2年8月1日以降公告又は指名通知となる工事から適用する。</p> <p>この要領は、令和3年10月1日以降公告又は指名通知となる工事から適用する。</p> <p>この要領は、令和5年10月1日以降公告又は指名通知となる工事から適用する。</p> <p>ただし、4(2)及び4(3)の交替制の選択は、令和6年1月1日以降公告又は指名通知となる工事から適用する。</p> <p style="text-align: right;">別紙1</p> <p style="text-align: center;">週休2日確保工事(現場閉所)の実施について</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p style="text-align: right;">別紙2</p> <p style="text-align: center;">週休2日確保工事(交替制)の実施について</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p>追加</p> <p>別紙1 現行4・5から移動運用の明確化</p> <p>別紙2 交替制追加に伴う追加</p>